

3 2021 March

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
	1 赤口 <small>外国人雇用状況届出書 (1月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (1月分)</small>	2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安
7 赤口	8 先勝	9 友引	10 先負 <small>2月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (2月雇入分)</small>	11 仏滅	12 大安	13 友引
14 先負	15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 先負 春分の日
21 仏滅	22 大安	23 赤口	24 先勝	25 友引	26 先負	27 仏滅
28 大安	29 赤口	30 先勝	31 友引 <small>外国人雇用状況届出書 (2月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (2月分) 単独有期事業の労働保険料分割納付第4期分の納付</small>		2021 4 日 月 火 水 木 金 土 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	

3 総務・経理のお仕事カレンダー 3月の税務と労務



税務

- 2月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 3月10日 (水) まで
- 令和3年1月決算法人の確定申告と納付 (法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり (消費税を除く)。
→ 決算応当日 (月末決算では3月31日 (水)) まで
- 令和3年7月決算法人の中間申告と納付 (法人税・消費税など)
→ 決算応当日 (月末決算では3月31日 (水)) まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が400万円超の法人) のうち4月・7月・10月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では3月31日 (水)) まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) の年税額が4,800万円超の法人) のうち12月・1月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日 (月末決算では3月31日 (水)) まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (2月雇入分)
→ 3月10日 (水) まで
- 外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない外国人の2月雇入・離職分)
→ 3月31日 (水) まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (2月分)
→ 3月31日 (水) まで

- 単独有期事業の労働保険概算保険料分割納付第4期分の納付

★単独有期事業は、概算保険料が75万円以上等で年4回に分割納付が可能。

→ 3月31日 (水) まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

社会保険料の改定と役員報酬

社会保険料の料率は主に毎年3月分から見直され、給与支給額は不変でも手取額が変わる可能性があります。社会保険料の料率改定に伴う税務・労務上の主な注意点を記載します。

【税務上の注意点】

定期同額給与に該当する役員給与は、原則として、損金に算入されます。この定期同額給与と同額とは、給与支給額又は源泉税等 (社会保険料含む) を控除した手取額が同額であることを意味します。したがって、社会保険料控除額等の改定に伴い、手取額を同額とするために給与支給額を改定しても、定期同額給与に該当します。

【労務上の注意点】

協会けんぽでは、介護保険料率や子ども・子育て拠出金率は全国一律ですが、健康保険の一般保険料の料率は都道府県単位で決定します。それぞれ、3月以降の料率を確認する必要があります。



で読める! 税務基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜



新型コロナの影響で納税猶予中。いつ損金算入する？

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境に直面している事業者を支援するために、無担保かつ延滞税なしで1年間納税等が猶予される特例措置が設けられています。

なお、税金には損金に算入されるものと損金に算入されないものがありますが、損金に算入される税金については、猶予時の損金算入時期について注意が必要です。

● 納税猶予制度の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入が前年同期比（令和2年2月以降の任意の期間1か月以上）で20%以上減少し、一時に納税することが困難である事業者については、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する税金について、申請により無担保かつ延滞税なしで1年間（この期限までに納税が困難な場合には、所定の審査を受けて、他の猶予制度を適用できる場合があります）、納税の猶予を受けることができます。

（注） 特例措置の要件を満たさない場合でも、従来からの猶予制度を受けられる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」をご覧ください。

● 損金算入される税金と損金算入されない税金

税金には、損金に算入されるものと損金に算入されないものがあります。

損金算入される税金	損金算入されない税金
(申告納税方式) ・ 事業税及び特別法人事業税 ・ 事業所税 (賦課課税方式) ・ 固定資産税・都市計画税 ・ 自動車税 等	・ 法人税、地方法人税、都道府県民税及び市町村民税の本税 ・ 各種加算税（金）、延滞税（金）及び過怠税 ・ 法人税額から控除する所得税、復興特別所得税及び外国法人税 等

● 損金算入される税金の損金算入時期

損金算入される税金については、申告納税方式（納税者の申告で税額が確定）による税金と賦課課税方式（課税庁の処分で税額が確定）による税金があり、それぞれの方式により損金算入時期が異なります。

納税方式	損金算入時期
申告納税方式	納付の時期にかかわらず、申告書を提出した日
賦課課税方式	下記のいずれかの日 (1) 賦課決定のあった日（納税通知書の交付日） (2) 納期の開始日（納期が分割して定められているものについては、それぞれの納期の開始日） (3) 実際の納付日



納税猶予を受けた固定資産税の損金算入時期

3月決算の会社が、令和2年度の固定資産税の納税猶予を受けて、第1期の納付（本来は令和2年4月）を令和3年4月に行った場合

→原則は、納税通知書が交付された日の属する事業年度（令和3年3月期）に全額損金算入されますが、実際に納付をした日に損金算入することも認められているため、令和4年3月期に損金算入することも可能です。